

静岡県立大学経営情報学部履修細則（平成 23 年度改訂版）

平成 19 年 4 月 1 日 細則第 15 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 この細則は、静岡県立大学学則第 42 条第 2 項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 履修の登録

（履修登録）

第 2 条 学生は、履修案内に基づき、当該学部において履修しようとする授業科目等を始業後 2 週間以内に「Web 学生サービス支援システム」により登録しなければならない。

2 履修登録していない授業科目は、履修することができない。

（履修登録の変更）

第 3 条 履修科目等を登録した後の変更若しくは取り消しは、別に定める期間に限り認める。

2 前項の変更は、担当教員の承認を得た後、「Web 学生サービス支援システム」により登録する。

（同一時間重複履修の禁止）

第 4 条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。重複して履修登録したときはいずれの科目も無効とする。

（既修得授業科目の再履修の禁止）

第 5 条 既に単位を修得した授業科目は、履修することができない。

（配当年次）

第 6 条 各授業科目の配当年次は、講義概要のとおりとする。

2 在学年次よりも上位の年次に配当される授業科目は、履修することができない。ただし、特別の事情があると授業科目の担当教員及び教務委員が認める場合はこの限りではない。

第 3 章 試験及び成績の評価

（試験）

第 7 条 試験は、学期末に定められた期間又は授業科目の担当教員が別に定める日に行う。

（成績の評価）

第 8 条 成績の評価は、試験及び平素の成績等を総合して授業科目の担当教員がこれを行い、秀、優、良、可、不可の 5 区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。各評語と点数の関係は以下のとおりとする。

入学年度	秀	優	良	可	不可
平成 21 年度以前		100～80 点	79～60 点	59～50 点	49～0 点
平成 22 年度		100～80 点	79～70 点	69～60 点	59～0 点
平成 23 年度以降	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59～0 点

2 卒業研究は、合格、不合格の 2 区分とし、合格した者に所定の単位を与える。

3 履修を登録し、単位を修得しなかった授業科目は不可と判定する。

(成績の入力)

第 9 条 授業科目の担当教員は、試験終了後 2 週間以内に成績の評価を「Web 学生サービス支援システム」に入力する。

(追試験)

第 10 条 次の理由で、試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

(1) 病気 (ただし、医師の診断書を要する)

(2) 忌引 (1、2 親等に限り、死亡の日より 1 週間以内)

(3) 就職に関する事由 (ただし、具体的に事情の具申あるもの)

(4) その他やむを得ない事由 (ただし、具体的に事情の具申あるもの)

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から 1 週間以内に、所定の書式により学生室に届け出なければならない。

(再試験)

第 11 条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により当該授業科目の担当教員が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

(不正行為)

第 12 条 試験において不正行為を行った者には、当該科目を含むその学期 (通年の科目においては年度) の、すべて或いは一部の科目の履修単位を無効とする。

又、学則第 57 条第 1 項に基づき懲戒処分を行うことがある。

第 4 章 科目の履修方法

(全学共通科目の履修方法)

第 13 条 全学共通科目については、8 単位以上を修得しなければならない。

2 第 22 条に規定する卒業要件に算入できる単位数は、16 単位を上限とする。

(学部基礎科目の履修方法)

第 14 条 学部基礎科目については、34 単位 (平成 20 年度以前入学者は、32 単位) を修得しなければならない。

(専門科目の履修方法)

第 15 条 専門教育科目については、演習 I、演習 II、卒業研究を含め、84 単位 (平成 20 年度以前入学者は、86 単位) 以上を修得しなければならない。

- 2 演習Ⅰを修得していなければ、演習Ⅱ及び卒業研究を履修することができない。

(他学部開講科目の履修方法)

第16条 他学部開講の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修を行う場合は、所定の書式により第2条に定める期間内に学生室に届け出なければならない。
- 3 第1項に基づいて履修した者には、8単位を限度として、専門教育科目として単位の認定を行う。

(他大学等開講科目の履修方法)

第17条 学則第39条第1項の規定に基づき、他大学等開講の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修を行う場合は、所定の書式により別に定める期間内に学生室に届け出なければならない。
- 3 第1項に基づいて履修した者には、12単位を限度として、専門教育科目として単位の認定を行う。

(大学以外の教育施設における学修)

第18条 学則第39条第2項に規定する、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修については次のとおりとする。

- (1)日本商工会議所主催簿記検定(日商簿記)3級以上合格または全国商業高等学校協会主催簿記検定(全商簿記)2級以上合格については、「簿記論」とみなす。
- (2)独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験のうち、ITパスポート試験(又は初級アドミニストレータ試験)、基本情報技術者試験の合格については、「経営情報総合」(B、C、Dのうち教務委員会が指定するもの)の履修とみなす。(平成20年度以降入学者のみ)
- 2 前項に定める授業科目の成績の評価は「優」とし、所定の単位を与える。ただし、平成23年度以降入学者については前項(2)に定める授業科目の成績の評価は「秀」とし、所定の単位を与える。
- 3 第1項に定める学修を行った者は、簿記検定については当該授業科目が開講される学期の始業日から終了日より1か月前までに、情報処理技術者試験については合格後速やかに、当該学修の成果を証する書類等の原本を添えて、所定の書式により学生室に届け出るものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 学則第40条第2項に規定する、本学入学前に行った学修については前条の規定を準用する。

第5章 卒業研究・卒業要件

(卒業研究履修資格)

第20条 卒業研究を履修するためには、3年以上在学し、次に定める単位を修得

しなければならない。

- (1) 全学共通科目 8 単位以上
- (2) 学部基礎科目 28 単位以上（平成 20 年度以前入学者は、26 単位以上）
- (3) 専門教育科目 54 単位以上（ただし、演習 I を必ず含むこと。平成 20 年度以前入学者は、56 単位以上）

2 卒業研究履修資格の有無の決定は、教授会の議を経て学部長が認定する。

（卒業研究）

第 21 条 卒業研究の取扱いについては、学則に定めるもののほか、別途内規による。

（卒業要件）

第 22 条 卒業するためには、4 年以上在学し、全学共通科目、学部基礎科目、専門教育科目等について第 13 条から第 19 条に定める履修方法に従い、合計 134 単位以上を修得しなければならない。

（9 月卒業）

第 23 条 9 月卒業をするには、演習 II 及び卒業研究を、卒業しようとする学期の開始前に修得していなければならない。

2 9 月卒業をしようとするときは、所定の書式により第 2 条に定める期間内に学生室に届け出なければならない。

第 6 章 その他

（その他）

第 24 条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 14 年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、旧履修細則を適用する。

附 則

1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 改定後の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降入学する者について適用し、同年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度から平成 21 年度の間入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。